

## 別表十六(九) 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

○ この明細書の用途(補正分(※下線部が補正した箇所です。))

平成 23 年 12 月 14 日以後に終了する事業年度分の場合

この明細書は、法人が措置法第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) (震災特例法第 18 条の 6 第 1 項前段(準備金方式による特別償却)の規定により同法の特別償却又は割増償却の規定を含むものとみなして適用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に使用します。